



鳥取県公報

平成 20 年 4 月 30 日 (水)
号外第 58 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (36) (税務課) 3

==== 公布された条例のあらまし =====

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の成立に伴い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の適用期間等について所要の改正を行う。

2 条例の概要

（1）改正法の趣旨にかんがみ、鳥取県税条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）を次のとおり改める。

ア 自動車取得税の税率及び軽油引取税の税率について、特例税率を適用しない期間を改める。

イ 改正条例による改正後の鳥取県税条例の規定は、別段の定めがあるものを除き、平成20年4月1日から適用する。

（2）施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中鳥取県税条例第175条及び第189条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第175条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5（平成20年4月1日から地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第 号）第1条の規定による改正後の法（第189条において「新法」という。）附則第32条第2項の規定が適用される日の前日までの間にあっては、100分の3）とする。</p> <p>（軽油引取税の税率の特例）</p> <p>第189条 平成5年12月1日から平成30年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円（平成20年4月1日から新法附則第32条の2第2項の規定が適用される日の前日までの間にあっては、1万5,000円）とする。</p>	<p>（自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第175条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。</p> <p>（軽油引取税の税率の特例）</p> <p>第189条 平成5年12月1日から平成20年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。</p>

附則第1条中「施行の日から施行する」を「施行の日から施行し、第1条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定は、別段の定めがあるものを除き、平成20年4月1日から適用する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。